

市政情報

HP 臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金受付開始!

臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金は、消費税率の引上げや賃金引上げの影響を是正するため、該当の所得の少ない方に対して給付します。

◇臨時福祉給付金

■対象 / 平成 28 年度分の市民税均等割が課税されていない方。ただし、生活保護を受給されている方や、市民税が課税されている方の扶養となっている方などは対象外。

■給付額 / 1 人当たり 3,000 円

◇障害・遺族年金受給者向け給付金

■対象 / 臨時福祉給付金の対象者で障害基礎年金または遺族基礎年金を受給されている方。ただし、高齢者向け給付金を受給された方は対象外。

■給付額 / 1 人当たり 30,000 円

■申請方法 / 対象と思われる方へ申請書を郵送します。必要事項を記入し、社会福祉課・各支所窓口または返信用封筒にて郵送で提出してください。添付書類が必要な場合があります。記入例などをご確認ください。

■申請期限 / 平成 29 年 2 月 20 日 (月)

※申請期限を過ぎると辞退とみなします。

☎ 社会福祉課 (春日庁舎内) ☎ 88 - 5027

HP 養成講座受講生募集! いきいき百歳体操サポーター



「いきいき百歳体操」を地域で推進するため、開催・運営を支援するサポーターを養成する講座を開催します。

講座は全 5 回で「いきいき百歳体操」の会場運営、レクリエーション方法などを習得します。

■とき / 9 月の毎週金曜日 全 5 回

第 1 回: 9 月 2 日 (金)

午後 1 時 30 分 ~ 3 時 30 分

■ところ / 柏原福祉センター

■対象 / 全 5 回に参加しボランティア活動が可能な方

■定員 / 30 人

■申込方法 / 電話か FAX で高齢者あんしんセンターへお申込みください。

■申込締切 / 8 月 26 日 (金)

■持ち物 / 体操ができる服装、飲み物、筆記用具

☎ 高齢者あんしんセンター (春日庁舎介護保険課内) ☎ 74 - 0368

HP 保育所・幼稚園・認定こども園 利用者負担額の切り替え時期です

毎年 9 月は幼稚園や認定こども園、保育所の利用者負担額 (以下保育料) の切り替え時期です。すべての保護者に 9 月からの保育料を通知します。発送は 8 月下旬予定です。

また、平成 28 年度から同一世帯に保育所などに通う複数の乳幼児がいる場合の保育料の軽減措置が変更されました。9 月以降の保育料に反映します。8 月までの保育料の精算は、入園・入所先もしくは子育て支援課にお問い合わせください。

■利用者負担額算定方法

① 4 月 ~ 8 月分まで

保護者の平成 27 年度『市町村民税の所得割額※』の合計額で保育料を決定。

② 9 月 ~ 翌年 3 月分

保護者の平成 28 年度『市町村民税の所得割額※』の合計額で保育料を決定。

※住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除などがある場合、これらの控除がないものとして計算します。



☎ 子育て支援課 (山南庁舎内) ☎ 70 - 0813

HP 農業に挑戦 新たな農業の担い手を 応援します



市では農業の担い手の高齢化や農業離れが進む中、農業者を育成・確保するため、企業の農業参入や農業の 6 次産業化を支援します。

◇企業等農業参入支援事業

新たに農業を始める企業などに、農地の賃借料や機械購入費などを助成します。

■対象 / 2 年以上の健全な農業経営の実績があり、市内で今後 5 年以上農業経営を続けられる企業

■助成限度額 / 300 万円 (1 事業者 1 回限り)

◇6 次産業活性化推進事業

認定農業者や集落営農組織が農産物の加工・販売を行う際に企業化や企業と提携する場合、機械設備費や人件費などを助成します。

■助成限度額

100 万円 (人件費は 30 万円)

■申請期限 / 9 月 30 日 (金)

詳しくはホームページまたは農業振興課までお問い合わせください。

☎ 農業振興課 (春日庁舎内) ☎ 74 - 1465

平成 28 年 11 月 20 日実施

市長・市議会議員選挙の 立候補予定者説明会を開催

11 月 20 日 (日) に実施される、丹波市長・市議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催します。

■とき / 9 月 30 日 (金) 午後 1 時 30 分 ~

■ところ / 氷上住民センター

■内容 / 市長・市議会議員選挙の立候補届出の方法や選挙運動に関する説明を行います。当日は、説明資料や届出関係用紙などを配付しますので、立候補を予定されている方は、ご出席ください。

※出席は、本人でなくても構いませんが、各陣営 2 人までとします。

HP 政治家の寄附は禁止されています

~寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう~

政治家 (候補者、立候補予定者、現に公職にある者) が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると処罰されます。また有権者が寄附を求めることも禁止されています。

禁止されている寄附 (例)

入学祝・卒業祝・病気見舞い・お中元・お歳暮
秘書が代理で出席する場合の結婚祝・香典
落成式・開店祝の花輪・葬式の花輪・供花
地域の祭りや運動会への飲食物の差し入れ
自治会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ

☎ 市選挙管理委員会 (氷上庁舎総務課内) ☎ 82 - 1002

「鉄道のお得で便利な 乗り方」講座 Vol.9

【割引乗車券を上手に使おう! その 1】編

みなさんは乗車券に往復割引があるのをご存じですか。電車に乗車する駅から降りる駅までの距離が 601 km 以上の場合、往復乗車券を購入すると「ゆき」「かえり」の運賃がそれぞれ 1 割引きになります。

◆往復割引の計算方法 (例)

柏原駅から東京駅までを往復する場合

距離: 644.1 km

往復割引適用可能

通常購入 / 片道運賃 9,830 円 × 2 = 19,660 円

往復購入 / 片道運賃 8,840 円 × 2 = 17,680 円

※ 1 割引きし、端数切捨てで 8,840 円

往復乗車券を購入すると 1,980 円お得です! また、新幹線を利用する場合は、JR の特急列車との乗継割引もあります。

旅行にはお得な往復乗車券をご利用ください。詳しくは、駅にお問合せください。

< 次回の 11 月 21 日号では、引き続き「割引乗車券」について掲載予定 >

☎ 都市住宅課 (春日庁舎内) ☎ 74 - 2364

JR 柏原駅 ☎ 72 - 0543